

ホーム

金融庁について



報道・広報



政策・審議会



法令・指針等



金融機関情報



国際関係情報



アクセス F S A
(広報誌)

[ホーム](#) > [報道発表資料](#) > 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について（自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示）

ポスト

令和8年8月24日

金融庁

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について（自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示）

金融庁では、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案等を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

1. 案件の概要

本件は、銀行等によるリスクマネー供給を円滑化する観点から、一定の要件を満たす出資について100パーセントのリスク・ウェイトを適用可能とするパーゼル合意上の規定を踏まえた制度整備を行うものです。

2. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）](#)」につきまして、令和8年6月8日（月曜）から令和8年7月8日（水曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、2先から計3件のご意見が寄せられました。ご検討いただいた皆様におかれては、ご協力ありがとうございました。

お寄せいただいたご意見の概要及びそれに対する金融庁の考え方は以下をご覧ください。

（別紙1） [📎 ご意見の概要及びそれに対する金融庁の考え方](#)

3. 本件で公表する告示

【自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正】

（別紙2） [📎 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件](#)

（別紙3） [📎 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件](#)

（別紙4） [📎 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件](#)

（別紙5） [📎 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件](#)

相談・手続・採用情報

▶ 各種窓口のご案内

▶ 金融サービス利用者相談室

▶ 金融行政モニター

▶ 情報公開等

▶ パブリックコメント

▶ 申請・届出・照会

▶ オンライン行政手続

▶ 入札公告等

▶ 採用情報

金融庁の行政相談においては、「[「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応](#)」について方針を定めています。

📶 新着情報配信サービス

🔍 金融事業者一括検索機能

💬 金融庁チャットボット (よくある質問)

▶ 金融庁ソーシャルメディア アカウント

▶ 関連リンク

金融庁金融研究センター

証券取引等監視委員会

公認会計士・監査審査会

- (別紙6)  [株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件](#)
- (別紙7)  [協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件](#)
- (別紙8)  [労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件](#)
- (別紙9)  [農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件](#)
- (別紙10)  [漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件](#)
- (別紙11)  [最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件](#)

【自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示の一部改正】

- (別紙12)  [銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件](#)
- (別紙13)  [信用金庫法施行規則第三百二十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件](#)
- (別紙14)  [農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件](#)
- (別紙15)  [経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条第三号八及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件](#)
- (別紙16)  [協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件](#)
- (別紙17)  [労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件](#)
- (別紙18)  [農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件](#)
- (別紙19)  [漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件](#)
- (別紙20)  [金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する件](#)

【自己資本比率規制（第1の柱）に関する改正告示（附則）の一部改正】

- (別紙21)  [銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件](#)
- (別紙22)  [銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件](#)
- (別紙23)  [信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件](#)
- (別紙24)  [農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件](#)
- (別紙25)  [株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件](#)
- (別紙26)  [協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件](#)
- (別紙27)  [労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件](#)
- (別紙28)  [農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件](#)
- (別紙29)  [漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件](#)
- (別紙30)  [最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件の一部を改正する件](#)

4. 本件で公表するQ&Aの一部改正

【自己資本比率規制に関するQ&A】

- (別紙31)  [「「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について（自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示）」に係る「自己資本比率規制に関するQ&A」の一部改正](#)
- (別紙32)  [「自己資本比率規制に関するQ&A」の一部改正（マーケット・リスク）](#)

5. （3. 本件で公表する告示の）公布・適用日等

別紙2～30は、本日付で公布し、令和9年3月31日から適用します。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

銀行・証券監督局 総務課 健全性基準室（内線2358）

（別紙11・20・30に関する事項）

銀行・証券監督局 大手証券等モニタリング室（内線2274）

サイトマップ

▶ 金融庁について

- ▶ 組織
 - ▶ 大臣・副大臣・政務官
 - ▶ 金融庁の概要
 - ▶ 金融庁の改革
 - ▶ 所管の法人
 - ▶ 予算・決算
 - ▶ 政策評価
 - ▶ 採用情報

▶ 報道・広報

- ▶ 報道対応
 - ▶ 報道発表資料
 - ▶ 記者会見
 - ▶ 大臣談話等
- ▶ 広報活動
 - ▶ [アクセスFSA（広報誌）](#)
 - ▶ 白書・年次報告
 - ▶ 職員による講演等
 - ▶ 職員による寄稿等 
 - ▶ 利用者の方へ
 - ▶ 注意喚起情報
 - ▶ 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
 - ▶ よく閲覧されているページ

▶ 政策・審議会

- ▶ 基本方針等
 - ▶ 金融行政方針
 - ▶ 政府方針における金融庁関連の施策
- ▶ 政策テーマ・施策
 - ▶ 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
 - ▶ 政策テーマ等一覧（全体）
- ▶ 審議会・研究会等
 - ▶ 審議会・研究会等一覧
- ▶ 研究・調査
 - ▶ [金融研究センター](#) 

▶ 法令・指針等

- ▶ 所管法令等
 - ▶ 検査・監督の基本方針等
 - ▶ 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
- ▶ 監督指針・事務ガイドライン
 - ▶ 監督指針一覧
 - ▶ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧
- ▶ 告示・ガイドライン・Q&A等
 - ▶ 告示・ガイドライン・Q&A・法令解釈事例集一覧
- ▶ 金融上の行政処分等

▶ 金融機関情報

- ▶ 全金融機関共通
 - ▶ 預金取扱金融機関（銀行等）関連
- ▶ 保険会社関連
- ▶ 金融商品取引業者等関連
- ▶ 金融会社関連

▶ 国際関係情報

- ▶ 国際関係の取組み
 - ▶ 国際金融センター 
 - ▶ 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
 - ▶ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
- ▶ 国際基準設定主体等の公表資料等
 - ▶ 金融安定理事会（FSB）
 - ▶ バーゼル銀行監督委員会（BCBS）
 - ▶ 保険監督者国際機構（IAIS）
 - ▶ 証券監督者国際機構（IOSCO）
 - ▶ 金融活動作業部会（FATF）
- ▶ その他

▶ アクセスFSA（広報誌）

[利用規約・免責事項/著作権](#) | [プライバシーポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [アクセス](#) | [御意見・問い合わせ](#) | [各種情報検索サービス（EDINET等）](#) | [関連リンク](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government （法人番号6000012010023）
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000